

年金にかかる源泉徴収税額

■年金にかかる所得税および復興特別所得税の源泉徴収税額は、次の計算式で計算した金額となります。

●計算式内の「社会保険料」とは、年金から特別徴収された介護保険料及び国民健康保険料（または後期高齢者医療保険料）の合計額です。

「扶養親族等申告書」を提出した場合

〔源泉徴収税額の計算〕（１円未満切捨て）

$$\text{源泉徴収税額} = (\text{年金支給額} - \text{社会保険料} - \text{各種控除額}) \times \text{合計税率}^*(5.105\%)$$

$$^*\text{合計税率}(5.105\%) = \text{所得税率}(5) \times 102.1 / 100$$

退職共済年金受給者の方は、６５歳になると源泉徴収税額の計算が変わり、政令で定める一定の額を差し引いた額を控除することになります。

〔源泉徴収税額の計算〕（１円未満切捨て）

$$\text{源泉徴収税額} = \{ \text{退職共済年金の年金支給額} - \text{社会保険料} - (\text{各種控除額} - \text{政令で定める一定の額}^*) \} \times \text{合計税率}(5.105\%)$$

※ 計算式内の「政令で定める一定の額」とは、４７，５００円×その年金支給額の計算の基礎となった月数により算出された金額です。

※ 合計税率につきましては「平成２５年分の所得税から適用された復興特別所得税」をご参照ください。

◇各種控除額

対 象	控 除 の 種 類	月割控除額《１か月あたり》
受 給 者 全 員	公的年金等控除、 基礎控除相当	【６５歳未満の方】 １か月分の年金支払額×２５％＋６５，０００円 （最低額９万円）
		【６５歳以上の方】 １か月分の年金支払額×２５％＋６５，０００円 （最低額１３万５千円）
控 除 対 象 配 偶 者 が いる場合	配偶者控除	３２，５００円（年額３９０，０００円）
	または 老人控除対象配偶者相当	４０，０００円（年額４８０，０００円）
控除対象扶養親族が いる場合（１６歳以上）	扶 養 控 除	３２，５００円×人数（年額３９０，０００円×人数）
	または 特定扶養親族控除	５２，５００円×人数（年額６３０，０００円×人数）
	または 老人扶養親族控除	４０，０００円×人数（年額４８０，０００円×人数）
受 給 者 本 人 、 同 一 生 計 配 偶 者 、 扶 養 親 族 が 障 害 者 の 場 合	普通障害者控除	２２，５００円×人数（年額２７０，０００円×人数）
	または 特別障害者控除	３５，０００円×人数（年額４２０，０００円×人数）
	または 同居特別障害者控除	６２，５００円×人数（年額７５０，０００円×人数）

受給者本人が寡婦、 ひとり親の場合	寡婦控除	22,500円（年額270,000円）
	または ひとり親控除	30,000円（年額360,000円）

※ 障害者控除は、扶養親族が年少扶養親族（16歳未満）である場合においても適用されます。

※ 同居特別障害者控除は、同一生計配偶者または扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、受給者本人、その配偶者または受給者本人と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人に適用されます。

「扶養親族等申告書」を提出しない場合

〔源泉徴収税額の計算〕（1円未満切捨て）

源泉徴収税額 = (年金支給額－社会保険料－控除額^{※1}) × 合計税率^{※2} (5.105%)

※1 【65歳未満の方】1か月分の年金支払額 × 25% + 65,000円（最低額9万円）

【65歳以上の方】1か月分の年金支払額 × 25% + 65,000円（最低額13万5千円）

※2 合計税率 (5.105%) = 所得税率 (5) × 102.1 / 100

(※) 合計税率については、下記の「平成25年分の所得税から適用された復興特別所得税」をご参照願います。

 扶養控除や障害者控除など各種控除に該当する場合、扶養親族等申告書をご提出いただけない場合は、該当する控除が受けられず、ご提出いただいた場合と比べて多くの所得税が源泉徴収される場合がありますのでご注意ください。

各種控除に該当しない場合は、提出されない場合でも源泉徴収税額に差はありません。

平成25年分の所得税から適用された復興特別所得税

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）が公布され、「復興特別所得税」が創設されました。

- 平成25年2月に支払われた年金から、所得税および復興特別所得税が源泉徴収されます。
- 復興特別所得税は、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、併せて源泉徴収されます。
- 源泉徴収される復興特別所得税の額は、源泉徴収される所得税の額の2.1%相当額とされています。
- 復興特別所得税の源泉徴収は、所得税の源泉徴収の際に併せて行うこととされているため、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して合計税率を乗じて計算した金額を源泉徴収します。
- 源泉徴収税率は次の計算で求めることになります。

合計税率	=	所得税率	×	102.1	/	100
------	---	------	---	-------	---	-----